

質問に対する回答書

番号	ページ	項目	質問内容	回答
1			現在、駐車場法に基づく路外駐車場に関する届出書は申請、受理されていますでしょうか。	路外駐車場の設置届出は受理されております。
2	4	7 自動車来庁台数実績等 (1) 各年度別の入庫台数、無料認証時間、売上額実績	無料認証時間ですが、令和6年度までの年間73,720時間（月平均6,143時間）で、各事業所に超過分の請求は発生していなかったとの認識でよろしいでしょうか。また、令和7年度は月平均6,567時間となっており、こちらは各事業所に超過した分が請求されているとの認識でよろしいでしょうか。	毎月の無料認証時間を超過した分の請求は、各事業所ごとに行われますので、令和6年度以前も超過分の請求は発生しております。
3	6	(3) 入札保証金① 【参考】入札保証金の免除	(3) 前号に掲げるもののほか、契約を締結しないこととなる恐れがないと管理者が認めるとき、とはどういう対象が該当しますでしょうか。	入札保証金の免除は、那覇市上下水道局契約事務規程第9条第1項第1号及び第2号の規定に基づいた取り扱いとなります。
4	11	(駐車場内外の看板設置等)	那覇市上下水道局様所有の自立看板をご教示ください。	駐車場出入口2か所に自立式看板を設置しております。また、メディアビル側の精算機テントへ看板の設置が可能です。
5	13	(13) テナント等営業用車両の契約料金	近隣相場価格といくら程度を想定されていますでしょうか。また契約台数の上限設置など制限についても見解をご教示ください。	テナント等の月極契約の料金設定について具体的な定めはありませんが、周辺駐車場の料金相場等を反映させた適正な価格設定をお願いします。また、契約台数については、公募要領2ページ『6 賃貸借契約の主な条件』を妨げない範囲でお願いします。
6	14	(25) 運営状況の報告	報告方法は、PDFデータをメールでお送りする方法でよろしいでしょうか。	資料作成等に利用できるよう、Excelファイル形式でご提出ください。
7	9	契約保証金	契約保証金につきまして、現在管理運営を行っている駐車場事業者は、一度返還され、新たに納付を行いますでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	1	貸付期間	契約期間について、6年間の契約になっていますが、今回6年間になった理由をお教えください。	将来の公的利用に支障がないよう、那覇市公有財産規則第40条の規定を準用し、上限である6年間の貸付期間となっております。
9	6	入札保証金	那覇市上下水道局契約事務規程第9条（2）を用いて入札保証金の免除を適用させたい場合、「過去2年の間に官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し」と記載がありますが、同等規模の実績の契約書（金額部分は黒塗り）の提出でよろしいでしょうか。また、「第2条第2項に規定する資格を有し」との記載もありますが、当社は資格を有しているという認識でよろしいでしょうか。	入札保証金免除の判断に必要な情報（契約先、物件情報、契約期間、賃料等）は黒塗りにせず提出してください。また、一般競争入札の参加資格については、令和7年11月10日付け那覇市上下水道局公告第102号の入札参加資格共通要件をご確認ください。
10	9	契約保証金	契約保証金は、6年間の貸付期間の総額の100分の10以上を収める必要があると認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	11	駐車料金	近隣相場の料金体系が変わった場合には実情に合わせて料金変更は可能でしょうか。	周辺駐車場の料金相場と著しく差異が生じ、駐車場運営に大きな影響がある場合、当局との協議の上での変更となります。
12	12	無料措置	自動車来庁台数実績等入庫台数のうち、無料認証の台数をお示し下さい。	直近2年間の無料認証機の利用実績は、下記のとおりです。 令和5年度 21,547件 令和6年度 57,143件
13		カーシェアリングについて	状況に応じ、カーシェアリングの導入は、問題ございませんでしょうか。	カーシェアリングの設置は、公募要領2ページ「6 賃貸借契約の主な条件」を妨げない範囲内で可能です。